虐待防止のための指針

1. 施設・事業所における虐待防止に関する基本的な指針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為です。

当法人・事業所では障がい者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的とし、虐待の防止・早期発見・早期対応に努めます。

- ①身体的虐待: 利用者の身体に外傷が生じる・または生じる恐れのある暴行を加えること。 または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的 虐待:利用者にわいせつな行為をすること。 利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待: 利用者に対する著しい暴言・拒絶的な対応・不当な差別的な言動など 利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置(ネグレクト): 利用者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、また他の利用者による上記①~③までに掲げる行為や同様とみなされる行為を放置・黙認し、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること。 利用者から不当に財産上の利益を得ること。

- 2. 虐待防止委員会(人権擁護委員会)やその他事業所内組織に関する事項
 - (1) 虐待防止委員会(人権擁護委員会)の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会(以下、『委員会』という。)を 設置します。委員会は年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員(支援員)研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員(支援員)が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員(支援員)が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に 行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策 に関すること
- ・再発の防止策を講じた場合、その効果についての評価に関すること

(2)委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は 法人理事長 とし、構成メンバーは管理者・児童発達 支援管理責任者・児童指導員等、施設・事業所の職員(支援員)から委員会の設置 趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

- (3) 身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- (4)会議の実施にあたっては、テレビ会議(zoom)を用いる場合があります
- 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

虐待防止のための職員研修を原則年1回以上行い、新規採用時にも実施します。研修研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると同時に、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。 研修の実施内容については、研修資料や実施概要・出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去にに努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員(支援員)等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

- 5. 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等に関する指針
 - ①職員(支援員)が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者もしくは虐待防止責任者並びに行政機関の担当窓口に報告します。
 - ②虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払いながら虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
 - ③事実確認の結果、虐待等の事実が確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就 行規則等にのっとり必要な措置を講じます。
 - ④上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町の窓口等外部機関に相談します。
 - ⑤事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案が なぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、周知します。
 - ⑥虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止 策を市町の行政機関に報告します。
- 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者や保護者等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設します。 また、ホームページに公表します。

7. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

第3項『虐待防止のための職員(支援員)に関する基本方針』に定める研修のほかに、 外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利 擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。